

届出制手数料に係る手数料表	
サービスの種類および内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>35%</u>とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>35%</u>とする。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>35%</u>とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>35%</u>とする。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度
弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により入社日から90日以内に退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち50%を返金いたします。 なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

許可番号：13-ユー-313537

株式会社Another works